

帯広市上下水道料金収納業務等委託契約書

帯広市（以下「甲」という。）と ○○○○○共同企業体（以下「乙」という。）とは、帯広市上下水道料金収納業務等委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、帯広市上下水道料金収納業務等委託（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（処理の方法）

第2条 乙は、別紙「帯広市上下水道料金収納業務及び給排水業務委託仕様書」及び「業務実施概要」、並びに「帯広市上下水道検針業務委託仕様書」及び「業務実施概要」（以下「仕様書等」という。）により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書等に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、契約締結日から令和11年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、乙に対して金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇, 〇〇〇円）を支払うものとする。ただし、各会計年度における委託料の支払額は、次のとおりとし、別紙支払金額一覧表による毎月払いとする。

令和6年度 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

令和7年度 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

令和8年度 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

令和9年度 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

令和10年度 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

3 甲は、当該一ヶ月の業務内容の成果検査を実施し、その結果不適當な点が認められないときは、正当な請求書を受理したのち30日以内に乙に支払うものとする。なお、不適當な点が認められたときは、改善が確認できるまで委託料の支払いを一時停止することができる。

4 甲は、前項の期間内に第1項で定める支払金額を支払わないときは、乙に対し、支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じ、支払金額に契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年大蔵省告示第991号）において定める割合を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

5 委託期間内に、経済情勢の著しい変動、関係法令の改正、その他予期することのできない特別の事情により、第1項に定める委託料が不適當となったときは、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。

6 前項の規定による請求があったときは、甲乙協議して定めるものとする。ただし、30日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は免除する。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、委託業務について契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲の請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をしたにもかかわらず、当該期間内に履行の追完がないときは、甲は、当該契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。

4 追完請求、前項に規定する契約金額の減額の請求（以下「契約金額減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることができない。

5 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、当該不適合を理由として、追完請求、契約金額減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際に当該不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、委託業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(業務監督者)

第8条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務監督者を定め、その氏名を乙に通知するものとする。業務監督者を変更した場合も同様とする。

(業務責任者)

第9条 乙は、委託業務の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更した場合も同様とする。

(業務従事者)

第10条 乙は、委託業務に従事する従業員を定め、遅滞なく、その氏名、年齢及び住所を甲に通知しなければならない。従業員に異動があった場合も同様とする。

(労働者災害補償保険の加入等)

第11条 乙は、作業員及び補助作業員に対し、労働者災害補償保険に加入するほか、法律で定められた雇用者としての義務を完全に履行するものとする。

(施設の使用等)

第12条 乙は、甲が使用を認めた下記の箇所について、この契約期間が満了したとき、又は第17条の規定により契約を解除されたとき、もしくは、第18条の規定により契約を解除したときは、甲の指示する期日までに原状に回復して明け渡さなければならない。この場合、乙に損害を及ぼすことがあっても甲は賠償の責めを負わない。

使用箇所 帯広市上下水道お客様センター

(設備、備品の使用等)

第13条 乙は、委託業務を行うため甲の承認を得て電気、上下水道、電話を使用することができる。この場合、使用料は無料とする。

2 委託業務を遂行するために必要な用具、作業衣及び消耗品については、一切乙の負担とする。ただし、甲が所有する用具、消耗品等の使用を甲が認めたものは、この限りでない。

(報告義務)

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。

(1) 要求水準書で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2 乙は、前項の各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあつては、当該処理をした後、遅滞なく、甲にその処理経過及び結果等を報告するものとする。

(調査等)

第15条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき必要な指示をすることができる。

(委託業務内容の変更等)

第16条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部を一時中止させることができる。この場合において、甲は、書面により乙に通知するとともに、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は、甲乙協議して定める。

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、当該期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該期間を経過した時において、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 履行期間内に役務を履行しないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 役務が履行不能であるとき。

(2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 役務の一部の履行ができないとき又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が履行をしないで当該時期を経過したとき。

(5) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は帯広市契約規則に違反する行為をしたとき。

(6) 乙が次のいずれかであるとき。

- ア 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当すると認められるとき。
- イ 相手方が暴力団員等であることを知りながら、再委託契約、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、契約の履行に当たり、暴力団（帯広市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）を利することとならないよう市長から必要な措置を講じることを求められたにもかかわらず、正当な理由がなく、これに応じなかったとき。
- 3 甲は、前2項の規定により契約を解除した場合において、契約の解除が月の末日である場合は、その月の支払金額を、月の途中である場合は、当該月の日数に応じて日割計算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を、乙に対し支払うものとする。
- 4 乙は、第1項及び第2項の規定により契約が解除されたときは、委託料からすでに支払われた金額及び前項の金額を控除した金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（乙の解除権）

- 第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第16条の規定により、甲が委託業務内容を変更しようとする場合において、変更後の委託料が当初の委託料の2分の1以下に減少することとなるとき。
- (2) 第16条の規定により、委託業務の中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（業務引継）

- 第19条 乙は、本契約が委託期間を満了し、又は解除されたときは、本業務に関する全ての業務を、甲又は甲の指定する者に速やかに引継ぎをし、本業務に支障を来さないようにしなければならない。その際、引継ぎした全ての資料及び電磁記録データを甲に返還するとともに、乙は当該データを抹消しなければならない。
- 2 乙は、前項に従い本業務を引き継ぐにあたっては、通常の業務運営に支障のない状態を基準として、本業務の仕様書等に基づく要求水準を達成した状態で引き継がなければならない。

（損害賠償）

- 第20条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 第18条第2項及び前項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 乙は、委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担において損害賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は甲の負担とする。

（秘密の保持）

- 第21条 乙は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(個人情報保護)

第 22 条 乙は、委託業務の処理に関して取扱う個人情報については、別記 1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(資料、情報等の第三者への提供、目的外使用及び複製の禁止)

第 23 条 乙は、本契約の履行に必要と認められる資料、情報等を善良なる管理者の注意義務をもって管理、保管しなければならない。

- 2 乙は、前項に定める資料、情報等を委託業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 3 乙は、委託業務の処理にかかる資料、情報等が業務完了等により不要となった場合は、甲に返還もしくは甲の指示に従い廃棄するものとする。廃棄する場合は、記録内容が第三者に漏洩することがないように厳重な注意をもって処理しなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 24 条 乙は、委託業務の処理にあたり関係法令及び帯広市が定める条例、規則を遵守しなければならないものとする。

- 2 乙は、障害のある人への対応については、別記 2「帯広市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を遵守すること。ただし、主務大臣の対応指針による対応を妨げるものではない。

(成果品に関する著作権の帰属)

第 25 条 乙が、委託期間中に契約に基づき作成した資料、各種報告書等に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する権利をいう。以下同じ。）は、甲に帰属するものとする。ただし、契約締結時において既に作成者が著作権を有するものについてはこの限りではない。

(相殺)

第 26 条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴することができる。

(管轄裁判所)

第 27 条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第 28 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第 29 条 乙は、この契約に定めるもののほか、帯広市契約規則その他の法令を遵守しなければならない。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市公営企業管理者 △△ △△ 印

乙 ××××××××××××××××
●●●●●●●●●●
□□□□□□ □□ □□ 印

別紙

支払金額一覧表

単位：円

年 月	令和9年度	令和10年度
4月分	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)
5月分	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)
6月分	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)
7月分	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)
8月分	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)
9月分	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)
10月分	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)
11月分	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)
12月分	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)
1月分	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)
2月分	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)
3月分	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)	¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥¥,¥¥¥)
合計	¥¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥,¥¥¥,¥¥¥)	¥¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥ (うち消費税 ¥¥,¥¥¥,¥¥¥)

別表 リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	リスクの責任分担 (該当する者に○)	
		甲	乙
委託範囲変更	本業務の範囲の縮小、拡充等によるもの	○	
委託契約締結時	甲の責任により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
	乙の責任により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
法令等の変更	本業務に直接関係する法令等の変更	○	
第三者への賠償	甲の責任によるもの	○	
	乙の責任によるもの		○
物価及び金利	委託後のインフレ・デフレ及び金利の激変	協議事項	
災害・事故等	甲の責任による事故等	○	
	乙の責任による事故等		○
	災害等の不可抗力により本業務に損失	○	
委託契約不履行	乙の不適切な業務実施計画書等によるもの		○
	甲の不適切な指示書等によるもの	○	
	乙の労使間における労働争議によるもの		○
	災害等の不可抗力によるもの	○	
財務	甲の支払遅延、不払い等によるもの	○	
	乙の倒産によるもの		○
従事者の不正、犯罪	乙の情報漏洩、横領等の不正及び犯罪行為によるもの		○
委託の中止	甲の指示によるもの	○	
	乙が本業務を放棄又は倒産によるもの		○
計画等の変更	甲の指示によるもの	○	
	乙の指示によるもの		○

※上記に定めのないリスクは、甲と乙の協議により責任分担を決定する。